

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

㍑ 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には株式会社長崎銀行、九州カード株式会社、西日本シティTT証券株式会社等が該当します。

㍒ 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

㍓ 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、当行の市場部門、審査部門の部長およびこれに準じる者、ならびに主要な連結子法人等の取締役および監査役を含んでおります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において取締役報酬、監査役報酬それぞれの総額の限度額を決定しております。取締役の個人別の報酬については取締役会において、監査役の個人別の報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成23年4月～平成24年3月）
取締役会、監査役の協議（株式会社西日本シティ銀行）	各1回
取締役会、監査役の協議（株式会社長崎銀行）	各1回
取締役会、監査役の協議（NCBビジネスサービス株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（NCBオフィスサービス株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（NCBモーゲージサービス株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（九州カード株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（株式会社NCBリサーチ＆コンサルティング）	各1回
取締役会、監査役の協議（九州債権回収株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（西日本シティTT証券株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（西日本信用保証株式会社）	各1回
取締役会、監査役の協議（株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB）	各1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員報酬制度については、社外取締役を除く取締役の報酬は確定金額報酬と変動報酬により構成され、社外取締役と監査役の報酬は確定金額報酬のみとなっております。確定金額報酬は役員としての職務内容・責任等を勘案し、変動報酬は当該事業年度の業績等を勘案して決定しております。

なお、取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、取締役会にて決定しており、監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

- 当期において、報酬方針につき以下の変更を実施しております。
- ・役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給する。
 - ・報酬限度額を月額による定めから賞与相当額も含めた年額に改定する。
 - ・社外取締役を除く取締役の報酬は確定金額報酬と変動報酬とし、社外取締役および監査役については確定金額報酬のみとする。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額の限度額が決議され、決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行グループの財務状況等を勘案のうえ、予算措置を行う仕組みになっております。なお、当行グループの役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の 総額			変動報酬の 総額				退職慰労 引当金 繰入額
			基本報酬 (確定金額報酬)	その他		基本報酬	賞与	その他		
対象役員 (除く社外役員)	18	478	408	400	7	42	36	—	6	28
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1. 対象役員の報酬等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬等を含めて記載しております。
2. 株式報酬型ストックオプション制度は導入しておりません。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。